

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 20 年 10 月 24 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 ツグショウカイ
株式会社 都祁商会
住所 奈良県奈良市都祁白石町2212番地の2
代表者氏名 ヨシダ キミヒロ
代表取締役 吉田 公洋
電話番号 0743-82-0137
FAX番号 0743-82-0611
メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 10 年 10 月 24 日

ツゲショウカイ
株式会社 都祁商会

〒632-0221

奈良県奈良市都祁白石町2212番地の2
届出者 ヨシダ キミヒロ

代表取締役 吉田 公洋



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ツゲショウカイ 株式会社 都祁商会		
住 所	〒632-0221 奈良県奈良市都祁白石町2212番地の2		
フリガナ 代表者の氏名	ヨシダ キミヒロ 代表取締役 吉田 公洋		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	代表取締役 吉田 寛	代表取締役 吉田 公洋	平成 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 20 年 10 月 24 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 都祁商会

住 所 奈良県奈良市都祁白石町2212番地の2

代表者 氏名 代表取締役 吉田 公洋



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市都都白石町 2212 番地の 2
株式会社都祁商会

会社法人等番号	1500-01-005409	
商 号	株式会社都祁商会	
本 店	<u>奈良県山辺郡都祁村大字白石 2212 番地の 2</u>	
	奈良市都都白石町 2212 番地の 2	平成 17 年 4 月 1 日変更
公告をする方法	奈良市内に於て発行する大和タイムスに掲載する	
会社成立の年月日	昭和 38 年 5 月 6 日	
目的	1 LP ガスの製造及び販売並びに保安業務 2 各種燃料及び燃焼器具の販売 3 廉房器具及び建築資材の販売 4 配管工事・配管工事請負 5 給水設置工事・排水衛生設備機器の設置工事及び販売 6 電気工事業 7 一般土木建築工事業 8 前各号に附帯する一切の事業 平成 25 年 3 月 15 日変更 平成 25 年 4 月 19 日登記	
発行可能株式総数	3 万 2000 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 万 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記	
資本金の額	金 1000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければなら ない。 平成 25 年 3 月 15 日設定 平成 25 年 4 月 19 日登記	

奈良市都祁白石町 2212 番地の2
株式会社都祁商会

役員に関する事項	取締役 <u>吉田 寛</u>	平成25年 3月15日重任 ----- 平成25年 4月19日登記 ----- 平成30年 9月21日死亡 ----- 平成30年10月 4日登記
	取締役 <u>吉田 公洋</u>	平成30年 9月24日就任 ----- 平成30年10月 4日登記
	<u>奈良市都祁白石町 2223 番地</u> <u>代表取締役 吉田 寛</u>	平成25年 3月15日重任 ----- 平成25年 4月19日登記 ----- 平成30年 9月21日死亡 ----- 平成30年10月 4日登記
	<u>奈良市都祁白石町 2225 番地</u> <u>代表取締役 吉田 公洋</u>	平成30年 9月24日就任 ----- 平成30年10月 4日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 4月 4日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(奈良地方法務局管轄)

平成30年10月15日

奈良地方法務局

登記官

菊 池 寛 之



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社都祁商会と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 L Pガスの製造及び販売並びに保安業務
- 2 各種燃料及び燃焼器具の販売
- 3 廚房器具及び建築資材の販売
- 4 配管工事・配管工事請負
- 5 給水装置工事・排水衛生設備機器の設置工事及び販売
- 6 電気工事
- 7 一般土木建築工事
- 8 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役、その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、奈良市内において発行する奈良新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役は、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届け出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(召集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より 3 日前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第 14 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 16 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。
ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、1人以上とする。

(資 格)

第 20 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第 21 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 23 条 取締役は社長とし、当会社を代表する取締役として、会社の業務を統括する。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(出資される財産の最低額)

第27条 当会社の出資される財産の最低額は、1000万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から昭和38年
12月31までとする。

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の
法令の定めるところによる。

平成30年10月24日

この定款は、原本と相違ないことを証明します。

奈良市都祁白石町2212番地の2

株式会社 都祁商会

代表取締役 吉田公洋

